

## 呉市地域防災計画（水防計画）新旧対照表 （修正箇所一覧表）

※修正部分は、下線で示しています。

修正理由については、次のとおりとし、新旧対照表には番号で記載しています。

- ① 「災害対策基本法」及び「防災基本計画」の改正による修正  
「広島県地域防災計画」及び「広島県水防計画」の見直しによる整合性を図るための修正
- ② 国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が「避難勧告等に関するガイドライン」に名称変更され、「避難準備情報」⇒「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」⇒「避難指示（緊急）」に名称変更されたことによる修正
- ③ 統計データの修正や文言整理等に伴う修正

ページ	現 行	改正案	変更理由																				
P 6 1 4	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 目的と位置づけ</b></p> <p>この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、広島県知事から指定された指定水防管理団体たる呉市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、市域内における水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な事項を規定し、市域にかかる河川、海岸等の洪水、<u>津波</u>又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。</p> <p>また、この計画は、広島県水防計画と整合を図り、呉市防災会議に諮って作成した計画であるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき呉市防災会議が作成する呉市地域防災計画の部門計画である。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 計画の内容</b></p> <p>（略）</p> <p><b>3 用語の定義</b></p> <p>この計画において、用語の定義は次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 目的と位置づけ</b></p> <p>この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、広島県知事から指定された指定水防管理団体たる呉市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、市域内における水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な事項を規定し、市域にかかる河川、海岸等の洪水、<u>内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、津波</u>又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。</p> <p>また、この計画は、広島県水防計画と整合を図り、呉市防災会議に諮って作成した計画であるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき呉市防災会議が作成する呉市地域防災計画の部門計画である。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 計画の内容</b></p> <p>（略）</p> <p><b>3 用語の定義</b></p> <p>この計画において、用語の定義は次のとおりとする。</p>	①																				
P 6 1 4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">水防管理団体</td> <td style="padding: 5px;">水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 1 項）。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水防管理者</td> <td style="padding: 5px;">水防管理団体である市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 2 項）。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（略）</td> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水防警報</td> <td style="padding: 5px;"><u>洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼、海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は県の各機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 7 項及び第 1 6 条）。</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>指定河川洪水予報</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当のおそれがあるとして国土交通大臣又は知事が指定した（洪水予報指定河川）について、(1) 気象庁長官がその状況に</u></td> </tr> </table>	水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 1 項）。	水防管理者	水防管理団体である市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 2 項）。	（略）	（略）	水防警報	<u>洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼、海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は県の各機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 7 項及び第 1 6 条）。</u>	<u>指定河川洪水予報</u>	<u>流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当のおそれがあるとして国土交通大臣又は知事が指定した（洪水予報指定河川）について、(1) 気象庁長官がその状況に</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">水防管理団体</td> <td style="padding: 5px;">水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水防管理者</td> <td style="padding: 5px;">水防管理団体である市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（略）</td> <td style="padding: 5px;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水防警報</td> <td style="padding: 5px;"><u>国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼、海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、</u>洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項及び第 1 6 条）。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>洪水予報河川</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は知事は、洪水予報</u></td> </tr> </table>	水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。	水防管理者	水防管理団体である市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。	（略）	（略）	水防警報	<u>国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼、海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、</u> 洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項及び第 1 6 条）。	<u>洪水予報河川</u>	<u>国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は知事は、洪水予報</u>	①
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 1 項）。																						
水防管理者	水防管理団体である市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 2 項）。																						
（略）	（略）																						
水防警報	<u>洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼、海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は県の各機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 7 項及び第 1 6 条）。</u>																						
<u>指定河川洪水予報</u>	<u>流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当のおそれがあるとして国土交通大臣又は知事が指定した（洪水予報指定河川）について、(1) 気象庁長官がその状況に</u>																						
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。																						
水防管理者	水防管理団体である市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。																						
（略）	（略）																						
水防警報	<u>国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼、海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、</u> 洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項及び第 1 6 条）。																						
<u>洪水予報河川</u>	<u>国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は知事は、洪水予報</u>																						

ページ	現 行		改正案		変更理由
		<p>ついて発する予報（法第10条第1項），(2) 国土交通大臣が定めた河川について，気象庁長官と国土交通大臣が共同して水位又は流量を示して発する予報（法第10条第2項），(3) 知事が定めた河川（黒瀬川他）について気象庁長官と共同して水位又は水量を示して発する予報をいう（法第11条第1項）。</p>		<p>河川について，気象庁長官と共同して，洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項，法第11条第1項）。</p>	
	<p><u>水位周知</u></p>	<p>洪水予報河川以外の河川で，国土交通大臣又は知事が，洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について，国土交通大臣又は県の各機関が，当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき，水位又は流量を示して行う通知又は周知をいう（法第13条）。</p>	<p><u>水位周知河川</u></p>	<p>国土交通大臣又は知事が，洪水予報河川以外の河川で，洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は知事が，当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位に達したとき，水位又は流量を示して通知又は周知を行う（法第13条）。</p>	
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
	<p>水防団待機水位 (通報水位)</p>	<p>河川管理者が代表的な水位観測所においてあらかじめ定めた水位で，水防管理者（市長）又は量水標管理者が，水防計画に定めるところにより関係者に通報を開始する指標となるもの（法第12条）。</p>	<p>水防団待機水位 (通報水位)</p>	<p>量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で，各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者（市長）又は量水標管理者は，洪水又は高潮のおそれがある場合において，量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは，その水位の状況を関係者に通報しなければならない（法第12条）。</p>	
	<p>氾濫注意水位 (警戒水位)</p>	<p>河川管理者が堤防の決壊などのおそれがあるとして定めた水位で，水防管理者（市長）が水防団及び消防機関を出動させ，又は出動の準備をさせるための指標となるもの（法第12条）。</p>	<p>氾濫注意水位 (警戒水位)</p>	<p>水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって，洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定する警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は，量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは，その水位の状況を公表しなければならない（法第12条）。</p>	
	<p><u>避難判断水位 (特別警戒水位)</u></p>	<p>水位周知河川について，河川の水位がこの水位に到達したとき，国土交通大臣又は知事が，知事又は水防管理者（市長）に通知する必要がある水位（法第13条の1，2）。</p>	<p><u>避難判断水位</u></p>	<p>市長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり，住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。</p>	

ページ	現 行		改正案		変更理由
P 6 1 6	氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。	氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。	
	(新規)	(新規)	洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。	
	浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。(法第14条)	洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害を軽減するため、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。(法第14条)	
	<p>4 水防の責任等</p> <p>水防に関する主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。</p> <p>(1) 市</p> <p>管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。(法第3条)</p> <div data-bbox="282 1018 1111 1161" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①から⑯ (略)</p> <p>⑰ (新規)</p> <p>⑱ (新規)</p> </div> <p>(2) 県</p> <p>県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。(法第3条の6)</p> <div data-bbox="282 1267 1111 1442" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①から⑨ (略)</p> <p>⑩ 水防警報の発表及び通知 _____ (法第16条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>⑪から⑭ (略)</p> <p>⑮ 水防に関する勧告及び助言 (法第48条)</p> </div>		<p>4 水防の責任等</p> <p>水防に関する主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。</p> <p>(1) 市</p> <p>管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。(法第3条)</p> <div data-bbox="1167 1018 1995 1161" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①から⑯ (略)</p> <p>⑰ <u>水防協力団体に対する監督等 (法第39条)</u></p> <p>⑱ <u>水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)</u></p> </div> <p>(2) 県</p> <p>県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。(法第3条の6)</p> <div data-bbox="1167 1267 1995 1442" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①から⑨ (略)</p> <p>⑩ 水防警報の発表及び通知 <u>並びに水防警報河川等を指定したときの公示</u> (法第16条第1項、第3項及び第4項)</p> <p>⑪から⑭ (略)</p> <p>⑮ 水防に関する勧告又は助言 (法第48条)</p> </div>		①

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 6 1 7	<p>(3) 国土交通省の責任</p> <p>①から③ (略)</p> <p>④ (新規)</p> <p>⑤ 洪水予報又は<u>水位情報</u>の通知の関係市町村長への通知 (法第13条の2)</p> <p>⑥ <u>浸水想定区域</u>の指定、公表及び通知 (法第14条)</p> <p>⑦ 水防警報の発表及び通知 (法第16条第1項及び第2項)</p> <p>⑧ 重要河川における都道府県知事等に対する指示 (法第31条)</p> <p>⑨ (新規)</p> <p>⑩ (新規)</p> <p>⑪ (新規)</p> <p>(略)</p> <p>7 安全配慮 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (新規)</u></p> <p><u>(5) (新規)</u></p> <p><u>(6) (新規)</u></p> <p><u>(7) (新規)</u></p> <p><u>(8) (新規)</u></p> <p><u>(9) (新規)</u></p> <p><u>(10) (新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第5章 気象予報及び警報情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1節 気象予報及び警報情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 水位、雨量及び潮位の収集</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 国土交通省の責任</p> <p>①から③ (略)</p> <p>④ <u>水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知 (法第13条1項)</u></p> <p>⑤ 洪水予報又は<u>水位到達情報</u>の通知の関係市町村長への通知 (法第13条の4)</p> <p>⑥ <u>洪水浸水想定区域</u>の指定、公表及び通知 (法第14条)</p> <p>⑦ 水防警報の発表及び通知 (法第16条第1項及び第2項)</p> <p>⑧ 重要河川における都道府県知事等に対する指示 (法第31条)</p> <p>⑨ <u>特定緊急水防活動 (法第32条)</u></p> <p>⑩ <u>水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)</u></p> <p>⑪ <u>都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言 (法第48条)</u></p> <p>(略)</p> <p>7 安全配慮 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防要員を随時交代させる。</u></p> <p><u>(5) 水防活動は原則として複数人で行う。</u></p> <p><u>(6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。</u></p> <p><u>(7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防要員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。</u></p> <p><u>(8) 指揮者は水防要員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防要員等へ周知し、共有しなければならない。</u></p> <p><u>(9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。</u></p> <p><u>(10) 津波浸水想定区域内にある消防機関は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5章 気象予報及び警報情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1節 気象予報及び警報情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 水位、雨量及び潮位の収集</p> <p>(略)</p>	①

ページ	現 行	改正案	変更理由																																																																																																										
P 6 1 9	<p>2 水位観測所，水位監視，雨量観測所及び潮位観測所 (略)</p> <p>(1) 水位観測所 (県所管)</p> <table border="1" data-bbox="271 272 1099 1106"> <thead> <tr> <th rowspan="2">担当</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">堤防高 (m) 左岸 右岸</th> <th rowspan="2">基準水位 (m) ・ 氾濫危険 ・ 避難判断 ・ 氾濫注意 ・ 水防団待機</th> <th rowspan="2">観測所位置</th> <th colspan="3">河川種別</th> </tr> <tr> <th>洪水予報</th> <th>水警報</th> <th>水位情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">西部建設事務所呉支所</td> <td rowspan="2">黒川</td> <td rowspan="2">町田</td> <td>4.90</td> <td><u>2.65</u> <u>2.00</u></td> <td rowspan="2">広弁天橋 町8</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>5.60</td> <td>2.00 1.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">黒瀬川</td> <td rowspan="2">松ヶ瀬</td> <td>5.50</td> <td>2.40 2.10</td> <td rowspan="2">東広島市 黒瀬町菅 田松ヶ瀬 橋下</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>6.10</td> <td>2.10 0.65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二河川</td> <td rowspan="2">二河</td> <td>5.00</td> <td>2.20 2.00</td> <td rowspan="2">二河町1</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>4.90</td> <td>2.00 1.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野呂川</td> <td rowspan="2">藤波</td> <td>1.50</td> <td>1.00 0.85</td> <td rowspan="2">安浦町内 海字藤波</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table>	担当	河川名	観測所名	堤防高 (m) 左岸 右岸	基準水位 (m) ・ 氾濫危険 ・ 避難判断 ・ 氾濫注意 ・ 水防団待機	観測所位置	河川種別			洪水予報	水警報	水位情報	西部建設事務所呉支所	黒川	町田	4.90	<u>2.65</u> <u>2.00</u>	広弁天橋 町8	○	○		5.60	2.00 1.50	黒瀬川	松ヶ瀬	5.50	2.40 2.10	東広島市 黒瀬町菅 田松ヶ瀬 橋下		○	○	6.10	2.10 0.65	二河川	二河	5.00	2.20 2.00	二河町1		○	○	4.90	2.00 1.50	野呂川	藤波	1.50	1.00 0.85	安浦町内 海字藤波			○	20	0.80	<p>2 水位観測所，水位監視，雨量観測所及び潮位観測所 (略)</p> <p>(1) 水位観測所 (県所管)</p> <table border="1" data-bbox="1155 272 1984 1106"> <thead> <tr> <th rowspan="2">担当</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">堤防高 (m) 左岸 右岸</th> <th rowspan="2">基準水位 (m) ・ 氾濫危険 ・ 避難判断 ・ 氾濫注意 ・ 水防団待機</th> <th rowspan="2">観測所位置</th> <th colspan="3">河川種別</th> </tr> <tr> <th>洪水予報</th> <th>水防警報</th> <th>水位情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">西部建設事務所呉支所</td> <td rowspan="2">黒瀬川</td> <td rowspan="2">町田</td> <td>4.90</td> <td><u>3.45</u> <u>2.75</u></td> <td rowspan="2">広弁天橋 町8</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>5.60</td> <td>2.00 1.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">黒瀬川</td> <td rowspan="2">松ヶ瀬</td> <td>5.50</td> <td>2.40 2.10</td> <td rowspan="2">東広島市 黒瀬町菅 田松ヶ瀬 橋下</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>6.10</td> <td>2.10 0.65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二河川</td> <td rowspan="2">二河</td> <td>5.00</td> <td>2.20 2.00</td> <td rowspan="2">二河町1</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>4.90</td> <td>2.00 1.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野呂川</td> <td rowspan="2">藤波</td> <td>1.50</td> <td>1.00 0.85</td> <td rowspan="2">安浦町内 海字藤波</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>2.40</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table>	担当	河川名	観測所名	堤防高 (m) 左岸 右岸	基準水位 (m) ・ 氾濫危険 ・ 避難判断 ・ 氾濫注意 ・ 水防団待機	観測所位置	河川種別			洪水予報	水防警報	水位情報	西部建設事務所呉支所	黒瀬川	町田	4.90	<u>3.45</u> <u>2.75</u>	広弁天橋 町8	○	○		5.60	2.00 1.50	黒瀬川	松ヶ瀬	5.50	2.40 2.10	東広島市 黒瀬町菅 田松ヶ瀬 橋下		○	○	6.10	2.10 0.65	二河川	二河	5.00	2.20 2.00	二河町1		○	○	4.90	2.00 1.50	野呂川	藤波	1.50	1.00 0.85	安浦町内 海字藤波			○	2.40	0.80	①
担当	河川名							観測所名	堤防高 (m) 左岸 右岸	基準水位 (m) ・ 氾濫危険 ・ 避難判断 ・ 氾濫注意 ・ 水防団待機	観測所位置	河川種別																																																																																																	
		洪水予報	水警報	水位情報																																																																																																									
西部建設事務所呉支所	黒川	町田	4.90	<u>2.65</u> <u>2.00</u>	広弁天橋 町8	○	○																																																																																																						
			5.60	2.00 1.50																																																																																																									
	黒瀬川	松ヶ瀬	5.50	2.40 2.10	東広島市 黒瀬町菅 田松ヶ瀬 橋下		○	○																																																																																																					
			6.10	2.10 0.65																																																																																																									
二河川	二河	5.00	2.20 2.00	二河町1		○	○																																																																																																						
		4.90	2.00 1.50																																																																																																										
野呂川	藤波	1.50	1.00 0.85	安浦町内 海字藤波			○																																																																																																						
		20	0.80																																																																																																										
担当	河川名	観測所名	堤防高 (m) 左岸 右岸	基準水位 (m) ・ 氾濫危険 ・ 避難判断 ・ 氾濫注意 ・ 水防団待機	観測所位置	河川種別																																																																																																							
						洪水予報	水防警報	水位情報																																																																																																					
西部建設事務所呉支所	黒瀬川	町田	4.90	<u>3.45</u> <u>2.75</u>	広弁天橋 町8	○	○																																																																																																						
			5.60	2.00 1.50																																																																																																									
	黒瀬川	松ヶ瀬	5.50	2.40 2.10	東広島市 黒瀬町菅 田松ヶ瀬 橋下		○	○																																																																																																					
			6.10	2.10 0.65																																																																																																									
二河川	二河	5.00	2.20 2.00	二河町1		○	○																																																																																																						
		4.90	2.00 1.50																																																																																																										
野呂川	藤波	1.50	1.00 0.85	安浦町内 海字藤波			○																																																																																																						
		2.40	0.80																																																																																																										
P 6 2 9	<p>(略)</p> <p>第2節 洪水予報，水防警報及び水位情報の周知等</p> <p>第1 洪水予報，水防警報及び水位情報の周知等</p> <p>1 洪水予報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県と気象庁が共同で行う洪水予報の通知</p> <p>(略)</p> <p>イ 洪水予報を通知する河川</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 洪水予報，水防警報及び水位情報の周知等</p> <p>第1 洪水予報，水防警報及び水位情報の周知等</p> <p>1 洪水予報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県と気象庁が共同で行う洪水予報の通知</p> <p>(略)</p> <p>イ 洪水予報を通知する河川</p>	①																																																																																																										

ページ	現 行	改正案	変更理由	
P 6 3 0	河 川 名	洪水予報河川 黒瀬川	洪水予報河川 黒瀬川	
	発 表 担 当	広島県西部建設事務所呉支所	広島県西部建設事務所呉支所	
	区 間	左岸・右岸 二級ダムから海まで	左岸・右岸 二級ダムから海まで	
	計 測 所 名	町 田	町 田	
	水防団待機水位	1. 5 0 m	1. 5 0 m	
	氾濫注意水位	2. 0 0 m	2. 0 0 m	
	避難判断水位	<u>2. 0 0 m</u>	<u>2. 7 5 m</u>	
	氾濫危険水位	<u>2. 6 5 m</u>	<u>3. 4 5 m</u>	
P 6 3 0	(3) 洪水予報の伝達経路及び手段 黒瀬川の洪水予報の伝達経路及び手段は、次のとおりである <u>表(略)</u>	(3) 洪水予報の伝達経路及び手段 黒瀬川の洪水予報の伝達経路及び手段は、次のとおりである <u>別紙10のとおり</u>	③	
P 6 3 2	(略) 3 <u>浸水想定区域</u> の指定公表等 (1) <u>洪水予報河川及び水位周知河川の浸水想定区域の指定公表は、「二河川、黒瀬川、野呂川浸水想定図」を作成し、市民等に周知する。</u>	(略) 3 <u>洪水浸水想定区域</u> の指定公表等 (1) <u>県及び中国地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町の長に通知する。</u> <u>本市に関係する河川は、次のとおりである。</u> <u>ア 水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川</u> <u>黒瀬川</u> <u>イ 氾濫危険水位を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川</u> <u>黒瀬川、二河川、野呂川</u>	①	
	(2) <u>上記(1)の指定があった場合、市防災会議は、市地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。</u> <u>ア 洪水予報等の伝達方法</u> <u>イ 避難場所</u> <u>ウ 円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> <u>エ 浸水想定区域内に要配慮者施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u>	(2) <u>市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項を定めるものとする。</u> <u>ア 洪水予報等の伝達方法</u> <u>イ 避難場所及び避難経路に関する事項</u> <u>ウ 避難訓練に関する事項</u> <u>エ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> <u>なお、洪水浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、次の事項を定めるものとする。</u>		

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 6 3 5	<p>(3) 市長は、市地域防災計画において定めた(2)の事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第 7 条第 3 項に規定する事項のうち洪水時において同法第 2 条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>また、市は、洪水・津波・高潮ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。</p> <p>(4) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成</p> <p>するとともに、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(5) (新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>4 水防警報</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県が行う水防警報の通知</p> <p>(略)</p> <p>ウ 水防警報を通知する河川</p>	<p><u>(ア) 当該施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>(イ) 当該施設への洪水予報の伝達方法</u></p> <p>(3) 市長は、市地域防災計画において定めた(2)の事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第 7 条第 3 項に規定する事項のうち洪水時において同法第 2 条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>また、市は、洪水・津波・高潮ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。</p> <p>(4) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを遅滞なく市長に報告するとともに、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>また、市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p><u>(5) 市長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができるものとする。</u></p> <p>また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合にはその旨を公表することができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 水防警報</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県が行う水防警報の通知</p> <p>(略)</p> <p>ウ 水防警報を通知する河川</p>	<p>①</p>

ページ	現 行		改正案		変更理由
	河 川 名	洪水予報河川 黒瀬川	河 川 名	洪水予報河川 黒瀬川	
	発 表 担 当	広島県西部建設事務所呉支所	発 表 担 当	広島県西部建設事務所呉支所	
	区 間	左岸・右岸 二級ダムから海まで	区 間	左岸・右岸 二級ダムから海まで	
	計 測 所 名	町 田	計 測 所 名	町 田	
	水防団待機水位	1. 5 0 m	水防団待機水位	1. 5 0 m	
	氾濫注意水位	2. 0 0 m	氾濫注意水位	2. 0 0 m	
	避難判断水位	<u>2. 0 0 m</u>	避難判断水位	<u>2. 7 5 m</u>	
	氾濫危険水位	<u>2. 6 5 m</u>	氾濫危険水位	<u>3. 4 5 m</u>	
	河 川 名	水位周知河川 黒瀬川	河 川 名	水位周知河川 黒瀬川	
	発 表 担 当	広島県西部建設事務所東広島支所（呉支所）	発 表 担 当	広島県西部建設事務所東広島支所（呉支所）	
	区 間	左岸 東広島市西城町寺家字友松 4726 番地 1 地先（友持橋）から呉市郷原町二級ダム まで 右岸 東広島市西城町寺家字元川 3818 番地 2 地先（友持橋）から呉市郷原町二級ダム まで	区 間	左岸 東広島市西城町寺家字友松 4726 番地 1 地先（友持橋）から呉市郷原町二級ダム まで 右岸 東広島市西城町寺家字元川 3818 番地 2 地先（友持橋）から呉市郷原町二級ダム まで	
	計 測 所 名	松ヶ瀬	計 測 所 名	松ヶ瀬	
	水防団待機水位	0. 6 5 m	水防団待機水位	0. 6 5 m	
	氾濫注意水位	2. 1 0 m	氾濫注意水位	2. 1 0 m	
	避難判断水位	2. 1 0 m	避難判断水位	2. 1 0 m	
	氾濫危険水位	2. 4 0 m	氾濫危険水位	2. 4 0 m	
	河 川 名	水位周知河川 二河川	河 川 名	水位周知河川 二河川	
	発 表 担 当	広島県西部建設事務所呉支所	発 表 担 当	広島県西部建設事務所呉支所	
	区 間	左岸：上二河町から海まで 右岸：二河峡町から海まで	区 間	左岸：上二河町から海まで 右岸：二河峡町から海まで	
	計 測 所 名	二 河	計 測 所 名	二 河	
	水防団待機水位	1. 5 0 m	水防団待機水位	1. 5 0 m	
	氾濫注意水位	2. 0 0 m	氾濫注意水位	2. 0 0 m	
	避難判断水位	2. 0 0 m	避難判断水位	2. 0 0 m	
	氾濫危険水位	2. 2 0 m	氾濫危険水位	2. 2 0 m	
	(略) 第 7 章 水防活動		(略) 第 7 章 水防活動		



